



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 選挙管理委員会告示

- 16 和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日
- 17 和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長等の住所及び氏名
- 18 投票用紙の様式
- 19 選挙長にする届出等の受理場所
- 20 和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙会の場所等

○ 海区選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条の規定により、和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙を平成17年3月25日に行う。

平成17年3月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

平成17年3月25日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成17年3月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

区 分	氏 名	住 所
選挙長	石本 禎男	和歌山市毛見1206番地
選挙長職務代理者	藪慶次郎	和歌山市新和歌浦5番23号

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

平成17年3月25日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙に使用する投票用紙の様式を次のように定める。

平成17年3月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

(投票用紙様式)

〈注意〉 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に 一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、 書かないこと。 平成十七年執行 和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票	海区補欠選挙
	候補者氏名 (名称)



備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、白色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字投票と印刷する。

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

平成17年3月25日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成17年3月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三
和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
(平成17年3月16日については、和歌山県庁本館3階特別会議室)

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

平成17年3月25日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年3月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成17年3月28日 午後1時30分

海区選挙長告示

和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第1号

平成17年3月25日執行の和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年3月16日

和歌山海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長
石本 禎男

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成17年3月23日 午前11時